

平成28年9月13日制定

栄養改善事業推進プラットフォーム規約

第1章 総則

[名称]

第1条 本組織の名称を「栄養改善事業推進プラットフォーム」とする。

[英語通称]

第2条 本組織またはその活動を外国語により説明する必要があるときは、通称として「Nutrition-Japan Public-Private Platform」を用いる。

[組織の目的]

第3条 本組織は、我が国の民間企業による外国における栄養改善に資する事業（栄養改善事業）を、会員が連携して推進することを目的とする。

[組織の事業]

第4条 本組織は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 外国の栄養改善に係る情報の収集、分析、共有、発信
- 二 外国のニーズに則した栄養改善事業の形成に向けた調査及び分析、案件形成または推進に係る調整
- 三 その他本組織の目的に資する事業

[組織の性格]

第5条 本組織は、法人格を有しない任意団体とする。

[内部組織]

第6条 本組織に、運営委員会および事務局を置く。

第2章 会員

[会員資格]

第7条 本組織の会員となる資格は、次の各号のいずれかに該当する団体及び個人で、本組織の目的に賛同し、本組織の活動に参加することを希望する者とする。但し、反社会的勢力との関わりがないことを条件とする。

- 一 日本国内に本店または主たる事務所を登記する法人
- 二 一に該当する法人が所有するまたは支配権をもつ外国登記法人
- 三 前各号以外の法人または個人で、本組織の目的に照らして参加させることが適当と運営委員会が認めた者

〔会員の種別〕

第8条 会員の種別として、事業者会員と一般会員を定める。

- 2 会員は入会の際に会員種別を選択する。
- 3 会員種別は入会后いつでも変更できる。
- 4 事業者会員は、運営委員会に対し、本組織の目的に即する具体的事業案件の検討と実施を提案することができる。

〔義務の範囲〕

第9条 本組織の会員は、第10条ないし第14条に掲げるものを除き、本組織に参加することによりいかなる義務も負わない。

〔秘密保全義務〕

第10条 会員は、本組織に関連する活動において、他の会員から秘密保全を要するとの条件つきで情報の提供を受けた場合には、当該情報を、当該他の会員以外の会員を含む第三者に開示してはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、会員は、本組織に関連する活動を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく本組織の会員以外の者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第11条 会員が本組織に関連する活動において知り得た個人情報の取り扱いについては、第10条の規定を準用する。ただし「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法第57号）その他関連法令により、開示して差し支えないと規定されている個人情報についてはこの限りでない。

〔努力義務〕

第12条 本組織の会員は、我が国の内外において、本組織に関連して単独でまたは他の会員等と共同で活動を行う場合には、次の各号が確保されるよう努力する。

- 一 対象国の栄養改善に資する取組を行うこと
- 二 対象国・地域の食文化・習慣を尊重すること
- 三 提供する食品が安全・安心なものであること
- 四 持続可能な取組を行うこと

五 日本政府の政策ならびに日本政府が支持または採用する国際的な規範または基準と整合的であること

〔紛争の解決〕

第13条 本組織に関連する活動（第10条に規定する秘密の取扱いを含む）に関して会員相互間または会員と会員以外の者の間に争いが生じた場合には、当事者間の和解または争訟によりこれを解決する。

〔経費の負担〕

第14条 事業者会員は本組織の活動に必要な経費として、定められた会費を支払う。

2 会費を納入する会員及び会費額については、運営委員会が定める。

3 退会または会員種別を変更した場合において、納付済会費の返還は請求できない。

〔退会〕

第15条 会員は、希望する場合には任意のときに退会できる。

2 前項にかかわらず、会員が法令または第10条ないし第14条に掲げる義務あるいは社会的規範を遵守しない等、運営委員会が本組織の会員として不適格と認める場合には、退会処分とすることができる。

〔知的財産権〕

第16条 本組織の運営及び会員等の活動に際して新たに生じた著作物、発明、考案、技術、手法、意匠、着想等（以下「発明等」という。）に係る知的財産権は、当該発明等を創作した会員または会員以外の者に帰属する。

2 発明等が共同の創作に係る場合は創作者間での共有とし、その持ち分の決定や譲渡等その他の手続等は創作者間で協議して定める。

3 創作者以外の会員または非会員が発明等の利用を求める場合、利用の可否や対価、具体的な利用方法等については当事者間で協議して定める。

第3章 運営委員会

〔共同議長〕

第17条 独立行政法人国際協力機構および一般財団法人食品産業センターを、運営委員会の共同議長とする。

〔運営委員〕

第18条 運営委員の上限定数は20会員とする。

2 運営委員は、第17条に定める共同議長のほか、運営委員会会合に出席する意思と能力を有し、かつ直前の会合まで連続して3回以上出席または傍聴した会員の中から、会員の互選により選出する。

3 運営委員の任期は、選出後1年とし、再任を妨げない。

〔運営委員会の開催〕

第19条 運営委員会会合は四半期に1回以上開催する。

2 共同議長は、運営委員会会合の日時及び場所ならびに議案を、開催日の一週間前までに、運営委員を含む会員に通報する。

3 会員は、事前に共同議長に届け出て運営委員会を傍聴することができる。

4 共同議長が必要と認めるときは、運営委員でない会員または会員以外の者の出席を求めることができる。

〔議案〕

第20条 運営委員会は、第22条に掲げるもののほか、次の各号に掲げる議案を審議し、議決する。

- 一 第4条に掲げる本組織の事業の実施および右にかかる経費
- 二 入退会に係る第7条第3号または第15条第2項にかかる審査
- 三 会費を支払うべき会員の種別及び種別ごとの会費額
- 四 本組織で取り扱う情報の外部への提供の許可
- 五 本組織の目的に資する施策に関する政府その他外部の団体等に対する要望の提出
- 六 本会則の改正
- 七 本組織の解散

〔議決〕

第21条 運営委員会の議決は、出席委員による全会一致により行う。

2 前項にかかわらず、全会一致に拠ることが困難なときは、共同議長の発議により、事業者会員たる出席委員および一般会員たる出席委員のそれぞれ三分の二の賛成により議決できる。

3 前二項にかかわらず、第22条に規定する議案の議決においては、事業者会員たる委員は議決権を有しない。

〔具体的事業案件に係る審議及び議決〕

第22条 運営委員会は、事業者会員が提出した栄養改善事業の具体的事業案件の内容と本組織で取り扱うことの妥当性を検討するために、案件ごとに非常設の作業部会を設

置することができる。

- 2 前項の作業部会は、当該事業者会員の意見を考慮し、当該会員および共同議長ならびに運営委員会が指名する会員または会員以外の者で構成する。
- 3 運営委員会は、第1項の作業部会による検討報告を受けて、当該具体的事業案件を本組織で取り扱うことの可否ならびに右案件にかかる本組織の事業の時期、内容、経費を議決する。

第4章 事務局

〔事務局の指定〕

第23条 本組織の事務局は、一般社団法人食品産業センターを充てる。

〔事務局の業務〕

第24条 事務局は、運営委員会の議決に基づき、次の各号の事務を執り行う。

- 一 会員の加入、退会、会員種別の変更等の受付
- 二 会費の收受
- 三 運営委員会会合等各種行事の準備
- 四 ウェブサイト、メールマガジン、会報その他広報に係る事務
- 五 その他本組織の事業及び運営に係る事務
- 六 上記各号に係る契約の締結及び経費の支出

第5章 附則

〔設立時会員〕

第25条 設立時会員の名称及び住所は別添の通りとする。

〔設立時運営委員〕

第26条 設立時の運営委員は、次の会員とする。

独立行政法人国際協力機構（JICA）

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

公益社団法人日本栄養士会

一般財団法人食品産業センター

味の素株式会社
大塚製薬株式会社
キッコーマン食品株式会社
キューピー株式会社
株式会社サカタのタネ
日清食品ホールディングス株式会社
不二製油グループ本社
株式会社明治
特定非営利活動法人日本栄養改善学会
特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン
特定非営利活動法人日本リザルツ
特定非営利活動法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
特定非営利活動法人国際生命科学研究機構 (ILSI Japan)